



みまもい通信

<2022年12月号>

その164

孫にスマホを貸したら 高額な請求がきた！



「孫にスマホを貸したら、オンラインゲームで高額な課金をしていた。『子どもが無断でしたことなので請求を取消してほしい』と申し出たが断られた」と相談がありました。

インターネット上では子どもが課金した事を証明するのは難しく、「未成年者の契約取消し」が認められないことがあります。子どもにスマホやゲーム機を使わせる場合は、利用制限を設定し、家族でネット利用のルールを決めましょう。

トラブルの相談は早めに札幌市消費者センター(☎728-2121)又は消費者ホットライン(☎188)へ